

令和6年2月13日
海上安全環境部

船員法等関係法令違反船舶所有者の公表について

中国運輸局では、船員の労働条件・労働環境の適正な整備、船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等関係法令※に違反した船舶所有者に対し、災害等の防止や注意喚起、法令の遵守及び航海の安全の確保等に対する警鐘とすることを目的に、四半期ごとに公表を行っております。

令和5年度第3／四半期（令和5年10月～12月）において、中国運輸局管内で、船員法等関係法令の違反に関する累積ポイントが一定以上に達した船舶所有者について、別紙のとおり、中国運輸局ホームページへ一定期間掲載し、公表いたします。

1. 公表の対象

- ・船員法第101条第1項に基づく是正命令に従わない船員法上の船舶所有者
- ・船員法等関係法令に違反し、累積ポイント（ポイント継続期間は最長2年間）が120ポイント以上となった船員法上の船舶又は事業場の船舶所有者
- ・その他、公表が必要と認められる船員法上の船舶所有者

2. 公表期間

令和6年2月13日（火）から6か月間

（掲載期間経過後、別紙資料はホームページ上から削除いたします。）

※船員法等関係法令

船員法、労働基準法、賃金の支払の確保等に関する法律、船員災害防止活動の促進に関する法律、最低賃金法

【問い合わせ先】

中国運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官
担当 寺西・北川

Tel：082-228-8708

(別紙)

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和5年度第3／四半期(令和5年10月～12月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行 った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (管轄局)
令和6年2月13日	しょうび 聖美	貨物船兼 砂利運搬 船	しょうほうかいりゅうん 聖朋海運株式会社 (法人番号:2240001037445) 代表取締役 小村 朋孝	広島県 豊田郡 大崎上島町	令和5年10月24日	労働時間の限 度、高所作業の 安全対策等に関 する違反を確認 したため	戒告処分 (船員法第65条 の2第3項、 第81条等)	中国運輸局

※公表理由:船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。
なお、各違反に対する個別のポイントは公表していません。